

福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年6月8日)

〔件 名〕

- 1 都市公園におけるドローン（小型無人機）の規制について
(緑豊かな自然課)・・・1
- 2 アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム対策連絡会の開催について
(緑豊かな自然課)・・・2
- 3 川崎市で発生した簡易宿泊所火災を受けた本県の対応について
(住まいまちづくり課)・・・4
- 4 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受けた県内の取組について
(住まいまちづくり課)・・・5

生活環境部

都市公園におけるドローン（小型無人機）の規制について

平成27年6月8日
緑豊かな自然課

首相官邸への侵入や寺社敷地内における落下など、ドローン（小型無人機）による事案が全国的に問題となっていることから、多くの利用者が訪れる本県の都市公園においても、その安全を確保する観点から、未然の防止措置として下記のとおり規制を行うこととした。

記

1 規制の内容

鳥取県都市公園条例第2条第1項第10号の規定に基づき、「模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせる」行為を「知事が定めるもの」として、平成27年5月21日付けで禁止した。また、禁止行為とすることで過料（5万円）による罰則も適用となる。

なお、今回の措置は、平成27年4月に改正した「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の規定と同様の取扱いであり、他の利用者に危険が及ぶ恐れがなく、周囲に十分配慮をして行われる安全な行為については、規制の対象としない。

(参考条文)

鳥取県都市公園条例 第2条 第1項 第10号

都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で知事が定めるもの

日本一砂の鳥取砂丘を守り育てる条例 第10条 第1項 第5号

何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (5) 鳥取砂丘において、他人の上空を飛行し、又は模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせること

2 規制の対象となる施設

施設名	所在地	管理者
布勢総合運動公園	鳥取市	公益財団法人鳥取県体育協会（指定管理者）
東郷湖羽合臨海公園	湯梨浜町	一般財団法人鳥取県観光事業団（指定管理者）
だんだん広場	米子市	県西部総合事務所 生活環境局

※県立施設のうち広場的なスペースを有する類似施設として、花回廊、出合いの森、こどもの国においても同様の取扱いを行った。

3 利用者への周知等

- ・看板の掲示やチラシの配布などを通じ、利用者への周知、協力依頼を行うとともに、施設内の巡視を徹底するよう、各施設の管理者へ通知を行った。
- ・東京都及び大阪市における都市公園では、ドローンの事案を機に、今回新たに、いずれもドローンの使用、飛行自体を禁止することとした。

アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム対策連絡会の開催について

平成27年6月8日

緑豊かな自然課
観光戦略課

9月の『第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク（APGN）シンポジウム』開催の機会を捉まえ、官民挙げて山陰海岸ジオパークの国内外へのPR及び一般の方々のジオパークへの理解促進を図る取組を進めるため、APGN山陰海岸シンポジウム対策連絡会を下記のとおり開催した。

※アジア太平洋ジオパークネットワークは、世界ジオパークネットワークに加盟しているアジア及び太平洋地域に所在するジオパークのネットワークであり、2年に1回、シンポジウムを開催している。（現在、6ヶ国42地域加盟）

＜これまでの開催地＞

第1回マレーシア（ランカウイ）、第2回ベトナム（ドン・バン）、第3回韓国（濟州島）

1 開催日時

平成27年5月27日（水）午前9時50分～11時30分

2 開催場所

県庁特別会議室（議会棟3階）

3 参加団体等

鳥取商工会議所、鳥取市東商工会、鳥取市西商工会、岩美町商工会、鳥取市観光コンベンション協会、岩美町観光協会、鳥取県飲食生活衛生同業組合、鳥取県漁業協同組合、鳥取銀行、鳥取信用金庫、学術関係者、鳥取県ジオガイド交流会、鳥取県政ジオバイザリースタッフ、山陰海岸ジオパーク推進協議会、鳥取市、岩美町、鳥取県、鳥取県教育委員会

4 「APGN山陰海岸シンポジウム」日程

日にち	開催地	9:00～12:00	12:00～13:00	13:00～17:00	17:00～18:00	18:00～20:00
9月15日（火）	京丹後市			JGNガイドフォーラム		JGNガイドフォーラム交流会
				APGN諮問委員会		
16日（水）	京丹後市	JGNガイドフォーラム		JGNガイドフォーラム現地ツアー		
		APGN諮問委員会		APGN開会前ツアー（オプション）		アイスブレイクパーティー
17日（木）	豊岡市	開会式／基調講演（一般公開）		分科会（参加登録者のみ）	ポストセッション	ウェルカムパーティー（まちバル）
	豊岡市ほか	開会中ツアー（豊岡市、香美町、新温泉町）				
18日（金）	鳥取市	GGN事務局会議（新規認定、再認定審査等）				ジオパーク大交流会〔バードハット等〕
19日（土）	鳥取市（鳥取環境大学）	全体会議（一般公開） ＜講演＞ パトリック・マッキーバー氏、 ニコラス・グワス氏ほか ※GGN、環境省等と調整中		分科会（参加登録者のみ）	ポストセッション（参加ジオパークの取組等の英語による発表）	フェアウェルパーティー ・郷土芸能披露 ・宣言発表 ・GGN新規・再認定発表 ・次期開催地発表
		ジオパークフェア（ジオグルメ、物産展など）				
				一般向けセッション、サイエンスカフェ	ポスト発表会	県内のジオパークに関する取組や研究をポスターにより、日本語でAPGN参加者等に発表
20日（日）	鳥取市、岩美町	閉会后ツアー（オプション） ① 鳥取砂丘－湖山池遊覧船－浦富海岸遊歩道－山陰海岸学習館 ② 湖山池－鹿野－ヤサホーパーク－あおや郷土館－井手ヶ浜 ③ 浦富海岸島めぐり遊覧船－湖山池				
21日（月）	鳥取市、岩美町	アクティビティツアー（シーカヤック等） ※このほか、Gバス及び山陰松島遊覧の運賃を割引し、周遊を促進（6月議会提案）				

※ は、鳥取県で行う取組

5 概要

第4回アジア太平洋ジオパークネットワークシンポジウムにおける鳥取県内の取組等について説明を行った後、意見交換等を行った。

(1) 鳥取県で行う主な取組

- ①情報発信、集客促進・・・旅行関係者を招致して旅行商品造成等を促進するファミツアー、マスコミ招致
- ②食や物産のPRと参加者との交流・・・ジオパーク大交流会、ジオパークフェア等
- ③一般県民の機運醸成・参加促進・・・キッズ・サマー・スクール（6月議会提案）、一般向けセッション、サイエンスカフェ、ポスター発表会等
- ④県内観光地への誘導・・・一般向けツアー、ジオパーク等を巡るGバス・山陰松島遊覧の運賃割引（6月議会提案）、外国人1,000円タクシーの案内等
- ⑤参加者の歓迎と案内・・・駅・空港での案内対応、歓迎フラッグの掲示、外国語対応サービスの充実

(2) 参加者からの主な意見・提案等

- APGNシンポジウムは、鳥取をPRする絶好の機会であるので、全面的に協力したい。（鳥取商工会議所、鳥取信用金庫）
- APGNシンポジウム参加者を対象とした閉会后ツアーには、国府地域等が組み込まれていない。扇ノ山や雨滝などもあるので、ツアーに入れて欲しい。（鳥取市東商会）
- 鳥取県内だけでなく、新温泉町や香美町など近隣の町と連携した取組として欲しい。（鳥取県ジオガイド交流会）
- ジオパーク大交流会では、バードハットで屋台村、市街地の飲食店とも連携した企画を練っている。（鳥取県飲食生活衛生同業組合）
- APGNシンポジウムが開催される時期は、鳥取沖でハタハタが捕れる時期に当たる。この機会に、鳥取の魚を売り込みたい。（鳥取県漁業協同組合）
- APGNシンポジウム参加者は他地域との交流を楽しみにしている。その際に課題となるのが言語の問題だが、要所に通訳を置くなどして欲しい。（学術関係者）
- アクティビティ関係者で浦富海岸のお掃除カヌーイベントの実施を検討している。（鳥取県政ジオバイザリースタッフ）
- OGバスをこの機会に積極的に広報したい。（鳥取市観光コンベンション協会）
- ジオパーク大交流会の開催や空港、駅などでの案内所設置など、県と連携して取り組んでいきたい。また、APGNの取組を市報やケーブルテレビで広報していく。（鳥取市）
- アクティビティツアーの機会を捉え、シーカヤックなど海のアクティビティを積極的にPRしたい。（岩美町）

6 今後の予定

この度いただいた意見・提案等を踏まえて取組を進め、8月下旬に改めて当該対策連絡会を開催の上、取組の進捗状況を説明し、関係者に最終的な協力依頼を行う予定である。

川崎市で発生した簡易宿泊所火災を受けた本県の対応について

平成27年6月8日
住まいまちづくり課、消防防災課

5月17日未明に川崎市の簡易宿泊所において発生した火災を受けて、県内で簡易宿泊所として旅館業法の許可を受けている施設について、建築部局、消防部局で連携し、5月末から防災査察・立入検査等を実施しているため、その概要を報告する。

1. 県等の防災査察の対象等

○県内の簡易宿泊所375施設のうち、次の①②に該当するものを対象として6月末を目処に実施している。

※平成24年の福山市ホテル火災時の一斉立入りで実態を把握済みのものを除く。

① 恒常的に宿泊客を受け入れている施設

対象外の例：農家民泊、民宿(10室未満)、ロジ等、小規模あるいは季節的利用のもの

② お泊まりデイサービス施設に該当する施設

《県内の簡易宿泊所の状況》

東部管内	中部管内	西部管内	合計
270施設	55施設	50施設	375施設

※東部が多いのはお泊まりデイ(59)、民宿(75)、農家民泊(50以上)が有るため

※川崎市のように、宿泊利用者の大半が生活保護を受けている高齢者であるようなケースは無い。(福祉保健課より)

《今回防災査察・立入検査等を実施する施設数》

県	東部	中部	西部	鳥取市	米子市	倉吉市	合計
45	11	16	18	58	4	19	126

《参考 平成24年福山市のホテル火災時の一斉立入り調査》

・300㎡以上または3階建て以上のホテル・旅館(簡易宿泊所含む)291施設のうち、定期調査報告未提出のもの、不備報告があるものなど175施設を対象に実施した。重大な違反とならないものはなかった。 ※当時不備等のあったもの30施設⇒うち21施設指導継続中

2. 国の対応状況

○5月18日付けで消防庁、国土交通省から各都道府県宛に以下の通知が発出された。

・消防庁「簡易宿泊所に係る防火対策の更なる徹底について」

- ① 夜間における応急体制の確保(夜間を想定した避難訓練、通報等の訓練実施)
- ② 消防法令違反の是正の徹底(違反のある簡易宿泊所の重点的な改善指導)
- ③ 火災予防対策の推進(放火防止対策、火気管理の徹底等)

・国土交通省「簡易宿泊所に係る違反对策の徹底について」

- ① 消防部局、旅館業担当部局と連携し、違法物件有無の確認と是正措置の実施
- ② 過去の防災査察等の指導状況を踏まえた防災査察の実施

【参考：川崎市の火災状況等(5月26日現在消防庁発表)】

(1) 覚知時刻 平成27年5月17日2時10分

(2) 建物被害 全焼2棟(火災原因調査中)

〈出火建物〉「吉田屋」昭和36年創業	〈類焼建物〉「よしの」昭和37年創業
構造階数：木造2階建て	構造階数：木造2階建て
建築面積：227㎡	建築面積：195㎡
延べ面積：545㎡	延べ面積：463㎡

(3) 死傷者等 死者10名 負傷者18名(重傷5名、中等症2名、軽傷11名)

(4) 法令適合状況

- ① 消防用設備等の設置状況及び防火管理の状況については違反無し
- ② 建築基準法違反の可能性が高い

・当初、木造2階建てとして申請していたものを手続無しに耐火建築物(一般的に木造は不可)とすべき3階建てに改造し、構造が不適合であった。
・2階、3階の廊下に火災時の延焼防止措置(防火シャッター等)のない吹き抜けが設けられ、火の回りやすい状況であった。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受けた県内の取組について

平成27年6月8日
住まいまちづくり課

5月26日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されたことを受け、下記のとおり市町村の空き家対策の取組を支援するので、その概要を報告する。

1 危険空き家の除却促進のための標準的な対処指針の策定

鳥取県空き家対策協議会（6月下旬予定）において各市町村の実態を踏まえながら協議し、策定する。

《対処指針の主な内容（案）》

- ・ 危険空き家対策の標準的なフロー（危険空き家の判断基準、指導方法等）
- ・ 市町村の取組内容、取組に対する県支援・協力方法等の整理 等

2 市町村に対する県の支援状況等

(1) 財政的支援

○老朽危険空き家等除却支援事業（H27年度新規事業）

倒壊すれば前面道路を遮断し、緊急時の避難に支障が生じる恐れがある旧耐震基準の老朽空き家等について、条例による指導等を受けて除却する者に補助する市町村に、その経費の一部を支援する。

- ・ 負担割合等：県1/4、市町村1/4、所有者1/2、限度額300千円/戸
- ・ 補助対象：民間建築物の所有者（市町村への間接補助）

→ 6市町（倉吉市、境港市、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町）が活用予定

※鳥取市は国庫補助活用（社会資本整備総合交付金）、日南町は単町予算対応

○空き家等実態調査支援事業、空き家活用等計画支援事業（H25～）

市町村が実施する老朽家屋・空き家等の実態調査、空き家の除却・利活用・除却後の跡地利用に係る計画策定に要する経費の一部を支援する。

- ・ 補助率 1/2、上限1,000千円

→ 調査支援事業：2市町（倉吉市、岩美町）が活用予定 ※琴浦町は職員直接実施
計画支援事業：未定

(2) その他技術的支援

- 条例改正又は条例制定を検討する市町村への助言等
- 法に基づく空家等対策計画策定に係る技術的助言等
- 建築技師不在町村に対する危険度判定等の技術的支援
- 市町村協議会等への委員就任等

【参考】

1 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要

(1) 公布日等

- ・ 公布日：平成26年11月27日
- ・ 施行日：平成27年2月26日 ※特定空家等に係る条項は平成27年5月26日

(2) 主な内容

○県と市町村の責務等

① 市町村：空家等対策計画の作成、計画に基づく対策の実施その他必要な措置

② 県：空家等対策計画の作成等及び措置に係る情報提供、技術的助言、市町村間の連絡調整その他必要な援助、補助その他必要な財政上の措置

○市町村の空き家等への立入調査（拒否等で過料）、所有者把握のための税情報の内部利用

○管理不全な空き家等（特定空家等）に対する市町村の助言・指導、勧告、命令（違反で過料）、行政代執行を規定

○国及び地方公共団体による補助、地方交付税の拡充、必要な税法上の措置

2 市町村空き家対策条例の設置状況

- ・ 現在、11市町が条例を制定済み

鳥取、米子、倉吉、境港、八頭、三朝、湯梨浜、琴浦、北栄、南部、日南

- ・ ほぼ全市町が指導、勧告、命令、公表及び行政代執行を、5市町が緊急措置を、3市町が罰則（過料）を規定。

